

山口市グループタクシー利用促進事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、公共交通の利用が不便な地域の交通弱者が、山口市内に事業所をおく一般乗用旅客自動車運送事業を営む者（以下「事業者」という。）のタクシーを共同して利用する場合、グループタクシー利用券（以下「利用券」という。）を交付することにより、日常生活の利便性向上と社会活動の拡大を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、次の条件を全て満たす4人以上のグループとする。ただし、止むを得ない事情により、4人に満たない場合には、この限りでない。

(1) 自宅から最寄りの駅、バス停、コミュニティタクシーの停留所、フリー乗降区間については運行ルート（以下「公共交通機関」という。）までの距離が1.0km（当該年度の年度末において満70歳以上の者にあつては500m）以上ある者

ただし、地理的条件を考慮して市が交通不便地域と判断した場合は、この限りではない。

(2) 当該年度の年度末において満65歳以上の者

(3) 山口市タクシー利用券を受給していない者

(交付の申請)

第3条 利用券の交付を受けようとするグループの代表者又は利用者は、利用券の交付を受けようとするときは、「山口市グループタクシー利用券申請書兼受領書」（別記第1号様式）（以下「申請書」という。）により、市長に対し申請するものとする。

(交付)

第4条 市長は、前条の規定による申請があつたとき、その内容を審査し対象者としての資格を有する者と認めたときは、対象者又は代表者へ利用券を交付する。

2 市長は、次のとおり、対象者の自宅から最寄りの公共交通機関までの距離に応じて、利用券1枚における金額を決定し、対象者に交付する。

(1) 1.0km（当該年度の年度末において満70歳以上の者にあつては500m）以上1.5km未満 300円

(2) 1.5km以上4.0km未満 500円

(3) 4.0km以上 700円

(交付枚数)

第5条 利用券の交付枚数は、1人につき60枚とする。

(利用券の使用)

第6条 利用券の交付を受けた対象者は、市長と契約する事業者、又は市長と契約する組合等に属する事業者が運行するタクシーを利用する際に、利用券を使用することができる。

(利用券の使用可能枚数)

第7条 利用券の交付を受けた対象者は、1回の乗車につき1枚の利用券を事業者に提出することができる。利用券の提出を受けた事業者は、1枚につき利用券に表示された金額を減額した金額を対象者に請求し、対象者はこれを支払う。

2 事業者、又は事業者の属する組合等は、前項の規定により減額した額に相当する金額を、市長に請求することができる。

(利用期間)

第8条 利用券の利用期間は、各年度の4月1日から3月31日までとする。

(返還)

第9条 次に掲げる事象が生じた場合、対象者は未使用の利用券を市長に返還しなければならない。

(1) 第2条に規定する条件を満たさなくなったとき

(2) 第3条に規定する申請事項に虚偽が発覚したとき

(利用券の継続交付)

第10条 第4条の規定により利用券の交付を受けたグループの代表者又は利用者から、次年度以降においても利用券の交付を受けることを希望する旨の申し出があった場合において、市長は利用券の交付に係る当初の申請内容に変更がないと認めるときは、第3条の規定にかかわらず当該グループの代表者又は利用者に対し、利用券を交付することができる。

(譲渡の禁止)

第11条 利用券の交付を受けた対象者は、その利用券を他人に譲渡してはならない。

(再交付)

第12条 利用券の再交付は、原則行わないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、未使用分の利用券を再交付するものとする。

(1) 汚損、破損等により使用が困難と認められる場合

(2) 災害、盗難等により滅失又は紛失した場合

(3) その他市長がやむを得ないと認めた場合

2 利用券の再交付を受けようとする者は、「山口市グループタクシー利用券再交付申請書」(別記第2号様式)により、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、これを審査の上、再交付の必要を認めた者について、利用券を交付する。

(不正利得の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正な手段により本要綱により利用券の交付を受けた者があるときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年9月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第3条の規定による交付の申請、第4条の規定による交付その他の準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年9月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第3条の規定による交付の申請、第4条の規定による交付その他の準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第3条の規定による交付の申請、第4条の規定による交付その他の準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第3条の規定による交付の申請、第4条の規定による交付その他の準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第3条の規定による交付の申請、第4条の規定による交付その他の準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 第3条の規定による交付の申請、第4条の規定による交付その他の準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第3条の規定による交付の申請、第4条の規定による交付その他の準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第3条の規定による交付の申請、第4条の規定による交付その他の準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年2月1日から施行する。

山口市グループタクシー利用券申請書

山口市長 様

下記のとおり、利用規定を遵守の上、タクシーを利用しますので、山口市グループタクシー利用促進事業の利用券を申請します。

【申請者（代表者）】※利用券の交付を希望する申請者（代表者）の方は、必ず本人が自署してください。

(ふりがな) 氏名	()	生年月日	明治 大正 () 年 月 日 昭和 () () 歳	
住所	〒 () 山口市 町内会名 () 電話 (() - () - ())	山口市タクシー利用券受給状況の市福祉部局への確認		<input type="checkbox"/> 同意します
		次年度以降における利用券の継続交付		<input type="checkbox"/> 希望します
		利用券の継続交付に伴う、住所変更等確認のための、山口市による住民基本台帳登録内容の確認		<input type="checkbox"/> 同意します
最寄の駅又はバス停名		自宅からの距離		km

注 代表者の方で利用券の交付を希望される場合は、上記の「最寄の駅又はバス停名」及び「自宅からの距離」を記入してください。

【利用者】※必ず本人が自署してください。

(ふりがな) 氏名	()	生年月日	明治 大正 () 年 月 日 昭和 () () 歳	
住所	〒 () 山口市 町内会名 () 電話 (() - () - ())	山口市タクシー利用券受給状況の市福祉部局への確認		<input type="checkbox"/> 同意します
		次年度以降における利用券の継続交付		<input type="checkbox"/> 希望します
		利用券の継続交付に伴う、住所変更等確認のための、山口市による住民基本台帳登録内容の確認		<input type="checkbox"/> 同意します
最寄の駅又はバス停名		自宅からの距離		km

(ふりがな) 氏名	()	生年月日	明治 大正 () 年 月 日 昭和 () () 歳	
住所	〒 () 山口市 町内会名 () 電話 (() - () - ())	山口市タクシー利用券受給状況の市福祉部局への確認		<input type="checkbox"/> 同意します
		次年度以降における利用券の継続交付		<input type="checkbox"/> 希望します
		利用券の継続交付に伴う、住所変更等確認のための、山口市による住民基本台帳登録内容の確認		<input type="checkbox"/> 同意します
最寄の駅又はバス停名		自宅からの距離		km

注 次年度以降における利用券の継続交付を希望する場合は、次年度以降の申請書の提出は不要となります。継続交付を希望した後に、受給要件を満たさなくなった場合や、継続交付を辞退される場合は申し出てください。
また、継続交付を希望する場合は、住民基本台帳登録内容の確認について同意してください。

(ふりがな) 氏名	()	生年月日	明治 大正 () 年 月 日 昭和 () 歳
住所	〒 - 山口市 町内会名 () 電話 (- -)	山口市タクシー利用券受給状況の市福祉部局への確認	<input type="checkbox"/> 同意します
		次年度以降における利用券の継続交付	<input type="checkbox"/> 希望します
		利用券の継続交付に伴う、住所変更等確認のための、山口市による住民基本台帳登録内容の確認	<input type="checkbox"/> 同意します
最寄の駅又はバス停名		自宅からの距離	km
(ふりがな) 氏名	()	生年月日	明治 大正 () 年 月 日 昭和 () 歳
住所	〒 - 山口市 町内会名 () 電話 (- -)	山口市タクシー利用券受給状況の市福祉部局への確認	<input type="checkbox"/> 同意します
		次年度以降における利用券の継続交付	<input type="checkbox"/> 希望します
		利用券の継続交付に伴う、住所変更等確認のための、山口市による住民基本台帳登録内容の確認	<input type="checkbox"/> 同意します
最寄の駅又はバス停名		自宅からの距離	km
(ふりがな) 氏名	()	生年月日	明治 大正 () 年 月 日 昭和 () 歳
住所	〒 - 山口市 町内会名 () 電話 (- -)	山口市タクシー利用券受給状況の市福祉部局への確認	<input type="checkbox"/> 同意します
		次年度以降における利用券の継続交付	<input type="checkbox"/> 希望します
		利用券の継続交付に伴う、住所変更等確認のための、山口市による住民基本台帳登録内容の確認	<input type="checkbox"/> 同意します
最寄の駅又はバス停名		自宅からの距離	km
(ふりがな) 氏名	()	生年月日	明治 大正 () 年 月 日 昭和 () 歳
住所	〒 - 山口市 町内会名 () 電話 (- -)	山口市タクシー利用券受給状況の市福祉部局への確認	<input type="checkbox"/> 同意します
		次年度以降における利用券の継続交付	<input type="checkbox"/> 希望します
		利用券の継続交付に伴う、住所変更等確認のための、山口市による住民基本台帳登録内容の確認	<input type="checkbox"/> 同意します
最寄の駅又はバス停名		自宅からの距離	km

注 次年度以降における利用券の継続交付を希望する場合は、次年度以降の申請書の提出は不要となります。継続交付を希望した後に、受給要件を満たさなくなった場合や、継続交付を辞退される場合は申し出てください。
また、継続交付を希望する場合は、住民基本台帳登録内容の確認について同意してください。

